

金額に  
応じた  
印紙を  
貼る

印

グローバル人材育成支援事業 海外留学支援奨学金 借入証書

借入金額 750,000 円

私は、公益財団法人仙台市産業振興事業団の「グローバル人材育成支援事業 海外留学支援奨学金」を上記のとおり借入しました。

つきましては、「グローバル人材育成支援事業 海外留学支援奨学金」募集案内、その他関係書類によって確認した事項を順守し、裏面の返還計画に従い返還いたします。もし、借受人が期日までに借入金を返還しない場合は、ご請求あり次第、ただちに連帯保証人が借受人に代わって返済します。もし、住所の変更等記載事項に変更があった場合には必ず速やかに届け出ます。

2024年 ○月 △日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 様

借受人本人	フリガナ ソシキ ジロウ 組織 二郎	2003年 10月 1日生	押印	印
住所	〒 980-0000 宮城県仙台市青葉区中央〇〇			
電話番号		携帯番号	090-0000-△△△△	
大学・学部	仙台産業大学 グローバル学部		3年生	

連帯保証人	フリガナ ソシキ ハナコ 組織 花子	〇〇〇〇年△月△日生	押印	印
住所	〒 980-0000 宮城県仙台市青葉区中央〇〇		借受人本人との続柄	母
電話番号		携帯番号	090-◆◆◆◆-▽▽▽▽	
勤務先名	株式会社仙台	勤務先電話	022-□□□-●●●●	

注① 借受人本人については、本人が自署・押印し、本人の住民票の写しを添付してください。

② 連帯保証人については、連帯保証人が自署・押印し、住民票の写し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

(以下は未成年のみ記入して下さい。)

親権者 氏名					印
(父) 住所	〒	—	電話番号	—	—
(後見人)					
親権者 氏名					印
(母) 住所	〒	—	電話番号	—	—

注① 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。

② 親権者とは、民法に定められた親権者のことで、通常は両親(両親のうちいずれかの方がいない場合は一人)です。後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

裏面

1. 借用の明細 (財団入力)

奨学生					女
					月 日
大 学 名					
借用金額					
入金予定日					
裏面は事業団が記入します					
2. 返済の方法					
返 還 開 始					
返 還 完 了					
返 還					
返 還					する。

- ・借受人が正当な事由なく、奨学金の返還を延滞した場合には年利 5.0%の延滞金を徴収することができる。
- ・本契約に関連する一切の紛争は、仙台地方裁判所又は仙台簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(特約事項)

上記の「返済方法」に関わらず、以下の各号に該当する場合は、理事長は借受人に対し、即時返還を求めたり、返還猶予、減額返還 (月毎の割賦金を減額し、それにとりまわす支払い回数の変更及び奨学金の返還期限の変更をいう。)、返還免除を行うことができる。

- 借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は貸与した奨学金の全部又は一部について、借受人に対し即時に返還させることができる。
  - 下記の奨学金貸与要件を満たさなくなった場合
    - 日本国籍を有すること
    - 仙台市内に居住していること。ただし直接留学中の者においてはこれを適用しない
    - 仙台都市圏における創業又は仙台都市圏の地場企業等への就職を強く希望すること
    - 協定留学、協定外留学又は海外インターンシッププログラム終了後、県内大学に戻り学位取得のため学業継続が予定されていること
    - 心身共に健康で、法令を順守し、不法行為をしないこと
    - 海外留学又は海外インターンシッププログラムに参加する年の4月1日現在の年齢が29歳以下であること
    - 理事長が実施する事前研修会等に参加すること
  - 長期病気療養、休学、停学、その他の処分等により、卒業の見込みがなくなった場合
  - 退学等により学籍を失った場合
  - 理事長からの奨学金事業運営に関する必要な指示に従わない場合
  - 理事長が奨学生としてふさわしくないと認めた行為があった場合
- 借受人が自己の都合又は在籍する大学の指示等により、申請していた留学・インターンシッププログラム期間よりも短い期間で帰国した場合は、理事長は残りの期間に相当する奨学金を即時に返還させることができる。なお、返還金額については日割り計算とし、奨学金を申請日数で除し、残日数で乗じたものとする (小数点以下は切り捨て)。
- 借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、借受人の願出により、理事長は貸与した奨学金の返還猶予や減額返還を行うことができる。
  - 災害又は疾病により、返還が困難な場合
  - 大学、大学院又はこれと同程度の学校に在籍する場合
  - その他、真にやむを得ない事由により返還が著しく困難な場合
- 借受人が奨学金の返還を6か月滞納した場合、期限の利益の喪失により、直ちに支払期日を到来させて、債務の一括弁済を求めることができる。
- 借受人が仙台都市圏において創業又は仙台都市圏の地場企業等へ就職した場合、借受人の願出により、理事長は貸与した奨学金の返還猶予を行うことができる。
- 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の願出により、理事長は貸与した奨学金の返還を免除することができる。
  - 仙台都市圏において創業又は仙台都市圏の地場企業等に就職をし、累計36か月以上経過した場合
  - その他、理事長が特にやむを得ない事情であると認める場合
- 借受人が「死亡又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失する等、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能になった場合」は、借受人又は相続人の願出により、理事長はその全部又は一部の返還を免除することができる。